

令和7年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和7年5月27日（火）午後1時30分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和7年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第9号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について

日程第4 議案第25号 穂積中学校難聴教室整備工事の計画について

日程第5 議案第26号 穂積北中学校屋内運動場照明LED化工事の計画について

日程第6 議案第27号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

日程第7 議案第28号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第8 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

日程第9 議案第30号 令和8年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

日程第10 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について

日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 教育長の報告

日程第13 そ の 他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

大 平 高 司

加木屋 加緒里

伊 藤 清 美

小 倉 真 治

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	磯 部 基 宏
------	---------

教育総務課長	今 木 浩 靖
--------	---------

給食センター課長	松 野 光 広
----------	---------

学校教育課長	川 田 英 樹
--------	---------

学校教育課総括主幹	片 山 達 人
-----------	---------

学校教育課主幹	佐 藤 文 行
---------	---------

幼児教育課長	野 口 智 子
--------	---------

幼児教育課主幹	安 藤 浩
---------	-------

生涯学習課長	廣 瀬 正 人
--------	---------

生涯学習課主幹	近 藤 晃 正
---------	---------

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	島 田 将 志
---------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和 7 年第 5 回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第 1 令和 7 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 令和 7 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

ないようですので、日程第 1 令和 7 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することとします。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第 2 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、加木屋委員よろしくお願いします。

日程第 3 承認第 9 号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第 3 承認第 9 号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○給食センター課長 日程第 3 承認第 9 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市給食センター条例第 8 条の規定により、別紙の者を瑞穂市給食センター運営委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

13 名の方を委嘱しました。任期は 1 年です。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第 3 承認第 9 号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

日程第4 議案第25号 穂積中学校難聴教室整備工事の計画について

○教育長 日程第4 議案第25号 穂積中学校難聴教室整備工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第25号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、特別支援学級（難聴学級）の教室として生徒が学校生活を送る際に必要となる整備を実施するものです。

部屋の遮音性、吸音性の向上を図る工事で、夏休み中の施工を予定しております。

○教育長 質問等はございますか。

○大平委員 いま難聴教室には何人通っていますか。毎時間この教室で学んでいるのですか。

○学校教育課長 現在、穂積小学校に1教室ありまして、6年生1名、4年生2名、2年生2名の5名が通っています。体育や図工などの技能科目以外の授業は、毎時間この教室で学んでいます。来年度、この6年生1名が穂積中学校に入学しますので、教室を整備するものです。

○大平委員 ほかの校区の難聴の子どもはどうしていますか。

○学校教育課長 市内には穂積小学校に1教室しかありませんので、そこで学んでいます。

○加木屋委員 改修する部屋は現在何に使っていますか。

○教育総務課長 相談室となっています。

○伊藤委員 整備する教室が2部屋に分かれているのはなぜですか。

○教育総務課長 今後、複数の学年となった場合に必要に応じて使用するものです。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 議案第25号 穂積中学校難聴教室整備工事の計画について、可決することとします。

日程第5 議案第26号 穂積北中学校屋内運動場照明LED化工事の計画について

○教育長 日程第5 議案第26号 穂積北中学校屋内運動場照明LED化工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第5 議案第26号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、屋内運動場の照明器具をLED化することにより、環境負荷の軽減及び電気代削減並びに生徒の授業や部活動等の教育環境の改善を図るため実施するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 穂積北中学校以外の学校体育館のLED化の進捗状況と全体的な計画について教えてください。

○**教育総務課長** 穂積中学校においては完了しております。議案としては上がってきませんが、巣南中学校も今年度実施しますので、中学校体育館については今年度中に完了予定です。小学校については、本田小、牛牧小、南小で完了しております。照明のLED化については進めていかなければなりません、一度に残り全てというわけにはいきませんので、財源も検討しながら毎年1、2校ずつ進めていけたらと考えております。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 議案第26号 穂積北中学校屋内運動場照明LED化工事の計画について、可決することとします。

日程第6 議案第27号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第27号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第6 議案第27号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市特別支援教育連携協議会委員に委嘱するものです。

この協議会は昨年度もありましたが、特別支援教育については福祉や医療との連携を充実させるとの国からの通知に基づき、今年3月、市附属機関設置条例に位置付けております。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 福祉、医療に関わる方が委員として追加されたということですか。

○**学校教育課長** 既に福祉、医療に関わる方にも委員となっていていただいておりますので、委員構成は変わっておりません。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 議案第27号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、可決することとします。

日程第7 議案第28号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第7 議案第28号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第28号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市学校運営協議会規則第5条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市学校運営協議会委員に委嘱するものです。

定員はそれぞれ30名以内です。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 巣南中学校区の委員数が他の校区に比べて多くなっているのはなぜですか。

○**学校教育課長** これは、構成する小学校数が多いことと、昨年度からコミュニティスクールのモデル地区となっていることによるものです。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第7 議案第28号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、可決することとします。

日程第8 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

○**教育長** 日程第8 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第8 議案第29号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市教育支援委員に委

嘱するものです。

今年度の教育支援委員の委嘱については、前回の定例会において承認をいただいたところですが、もとす広域連合幼児療育センター所属の委員が、同センター内での分掌変更により別の者に変更となったことから、この者を後任の委員に委嘱するものです。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、可決することとします。

日程第9 議案第30号 令和8年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

○教育長 日程第9 議案第30号 令和8年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第9 議案第30号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市立幼稚園管理規則第3条の規定により、別紙のとおり定めるものです。

○教育長 質問等はございますか。

○大平委員 3歳児の募集人数が88名となっていますが、ある程度想定されているのですか。

○学校教育課長 幼稚園管理規則に定める3歳児の定員が88名となっておりますので、毎年88名を募集していますが、近年、応募が定員を超えたことはありません。

○伊藤委員 今年度の入園者数を教えてください。

○学校教育課長 3歳児が63名、4歳児が8名、5歳児が2名でした。

○伊藤委員 定員数で毎年募集しているようですが、果たして適正な人数かどうか疑問に感じます。

○事務局長 過去には募集定員を超える応募がありましたが、近年はないということですので、次年度以降検討させていただきたいと思います。

○学校教育課長 昨年、加木屋委員から夏休み期間中の説明会の開催についてご質問をいただき、特に問題はないと回答させていただきました。改めて幼稚園に確認しましたが、園児の通園がない期間なので、職員が落ち着いて対応できることが一番の理由とのことでした。今後は、現地での説明会開催のほか、いろいろな発信の方法を検討したいと考

えております。

○**加木屋委員** 夏休み期間中だと小学生の子どもも連れて説明会に行かなければならないという保護者目線の意見も考慮していただくようお願いします。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第9 議案第30号 令和8年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について、可決することとします。

日程第10 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について

○**教育長** 日程第10 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第10 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和7年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

＜資料により説明＞

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第10 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、承認することとします。

日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第11 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和7年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求め

るものです。

＜資料により説明＞

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** いま市内には小規模保育事業所がいくつあって、連携の状況がどうなっているのか教えてください。

○**幼児教育課長** 現在5つありまして、その多くは近隣の公立保育所と連携しております。

○**伊藤委員** この改正によって、小規模保育事業所を設置しやすくしているということですか。

○**幼児教育課長** 全国的にみると連携が難しい地域もありますので、そういった事情を考慮しての改正であると思います。

○**伊藤委員** 連携を結んでいても実際に協力が必要になってくる事態はほとんどないと思いますが、この改正によって市内に小規模保育事業所が増えることで待機児童の解消につながるのであればよいと思いました。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することとします。

日程第12 教育長の報告

○**教育長** 日程第12 教育長の報告です。

1点目は、子どもたちの姿についてです。先週、中学校の体育祭、本日、小学校の運動会の様子を見に行きました。競技に集中して精一杯取り組んでいる姿や仲間を応援する姿がよいと思いました。結果がどうあれ、勝利に向かう努力の過程に意味があります。このことを次は学級づくりに生かしてほしいと思いました。

2点目は、5月22日に開催された青少年育成市民会議三部会についてです。地域の子どもは地域の大人が見守り育てるということの大事さを改めて感じました。学校だけでなく家庭や地域の大人との関わりの中で、子どもたちは安心感や自己肯定感を高め、ふるさとを愛する心が育まれるのだと思いました。また、この青少年育成は、地域の人によりつながっていく地域づくりの一つでもあるのだということを特に思いました。

3点目は、PTAの役割についてです。PTAの存在意義は、その活動を通して学校

や家庭、地域をつなぐことであるし、保護者同士のつながりをつくることだと思います。学校においては、管理職はこのことを肌で感じていると思いますが、若手の教職員にもPTAの一員であるという認識を持たせたいと改めて感じているところです。

日程第 1 3 その他

○教育長 日程第 1 3 その他です。

事務局長。

○事務局長 市議会 6 月定例会の日程についてお知らせします。6 月 6 日に開会、1 6 日総括質疑、1 8 日文教厚生委員会、2 4、2 5 日一般質問、2 7 日が最終日となります。

もう 1 点ですが、5 月 1 0 日、東京で行われた皇女和宮の景德祭に参列しました。今後、和宮ゆかりの小簾紅園も含めた中山道関連の事業を進めていきますのでよろしくお願ひします。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にございません。

○教育長 給食センター課長。

○給食センター課長 特にございません。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 教育長の報告にもありましたが、先週から体育祭、運動会が開催されております。熱中症対策で例年午前中の開催としております。また、保護者が観覧しやすいように学年で開催日や時間を分けたりして、各校で工夫して開催しています。終了後に保護者から意見を聞きますので、それを基に来年度のより良い開催につなげてまいります。

次に、6 月 6 日から市教育委員会による各学校への訪問が始まります。進捗状況については、次回定例会にてお伝えしたいと思います。

○教育長 幼児教育課長。

○幼児教育課長 新しい事業として、今年度より放課後子ども教室を本田小学校区で始めております。定員 2 5 名の募集に 2 2 名の応募があり、初日の 5 月 1 9 日は全員が参加されました。保護者からは、子どもがとても楽しみにしていたという声を聞くことができました。今年度は月に 2 回のペースで実施していきたいと考えております。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今後の予定について連絡させていただきます。1点目は、図書館の臨時休館についてです。分館のある西部複合センターの空調設備工事や図書館情報システムの機器更新設定作業、みずほふれあいフェスタの開催により所要の期間、臨時休館させていただきます。

2点目は、机上にチラシを置かせていただきましたが、6月6日に「川崎平右衛門フェスタ2025 in 瑞穂市」が開催されます。委員の皆様も是非ご出席いただければと思います。

3点目は、同じく机上に案内文書を置かせていただきましたが、6月21日に令和7年度「第1回市民の集い」を開催します。こちらも是非ご出席いただければと思います。

○教育長 それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

まず、6月26日（木）午後2時から、穂積庁舎の大会議室にて総合教育会議が開催され、終了次第、第6回定例会を同会場にて開催します。

第7回定例会は、7月23日（水）午後2時から、3-2会議室で開催しますのでよろしくお願いします。

閉会の宣言

○教育長 これをもちまして、令和7年第5回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後2時40分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年5月27日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員 加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。